

栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン 期計画」(仮称)第1次素案の
パブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について

栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン 期計画」(仮称)第1次素案に対する意見募集を行った結果、5名の方から計10件の御意見をいただきました。貴重な御意見をありがとうございました。
提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおり取りまとめました。

項目	意見の内容	県の考え方
新たな公について (P33)	新たな「公」の意味がわかりにくい。 行政は、わかりにくい新語やカタカナが多すぎる。	これまでは行政の担う分野や取組だけが「公」と見られがちでしたが、住民が、ボランティアなどの自主的な活動を通して、行政等と協働しながら地域づくりや社会的な課題解決を図ろうとする、いわば公共的な活動例が数多く見受けられるようになっております。 そうした自発的な取組を促進することによって、行政と県民一人ひとりや様々な団体、企業等とが協働して、これからの“とちぎ”づくりを進めていこうとする考え方を、「新たな公を拓く」と表現させていただきました。 この考え方は、新しい総合計画の基本となるものであり、また、懇談会の委員の方からも同様の御指摘をいただいているところでありますので、県民の方に分かりやすい説明を加えるなど、工夫して参りたいと考えております。 また、計画書全体にわたり、県民の皆様にとって、より分かりやすい表記となるよう努めて参ります。
少子化について (P1,26)	少子高齢化が社会的に大きな問題となっているのに、他の問題と同じような書き方になっているように思う。 団塊ジュニアが出産期を迎えるここ数年が重要。縦割りではなく、県全体で取り組むようにしてはどうか。	本年3月に策定した次世代育成支援行動支援計画に基づき、県を挙げて総合的に施策を展開することとしていますので、今後進める第二次素案の策定作業も含め、検討して参りたいと考えています。
「“とちぎ”づくりの基本姿勢」について (P16,17)	「“とちぎ”づくりの基本姿勢」が容易に県民に理解してもらえぬのが疑問。	社会の様々な課題を行政のみで解決できる時代ではなくなっていることについては、多くの県民の方に理解していただけるものと考えています。 こうした時代にあっては、県民や団体、企業、行政など“とちぎ”づくりのすべての担い手力を合わせて取り組むことが大切であることから、「“とちぎ”づくりの基本姿勢」として表現させていただきました。 今後、いろいろな機会を捉えて、できるだけ多くの方に御理解いただけるよう努めて参ります。
自己決定・自己責任について (P17)	個人や組織に自己決定・自己責任が求められていることは否定しないが、住民福祉の向上という行政の責任への言及がないまま、自己決定、自己責任のみを住民に押しつけている印象がある。	住民の自己決定・自己責任と行政の果たす役割との関係については、懇談会においても御指摘のような議論があったところです。 住民自らが解決できる課題等は、できるだけ住民が解決していく環境づくりを進めていく必要があると考えておりますし、住民に対して全面的に自己決定と自己責任を負わせることのできない課題や分野については、行政が引き続き一定の役割を果たしていくこととなります。 御指摘のように、住民の自己決定・自己責任のみを強調しているという誤解を招くことなく、趣旨が伝わるよう、今後表現の修正を検討させていただきます。

項 目	意 見 の 内 容	県 の 考 え 方
高校の男女共学化について (P25)	他県では高校の男女共学化が進んでいるが、本県では特に旧制中学などの伝統校卒業生を中心に別学存続の声が高い。 男女共同参画社会に逆行している。前面共学化を進めるべき。	本県では県立高校再編基本計画を策定し魅力ある県立高校づくりに取り組んでおります。男女共学化につきましても、同計画では、学校や地域の理解と協力を得ながら、共学化を推進することとしており、前期実行計画（平成17年度から平成21年度）で5校が共学となる予定です。後期実行計画の策定時には、今回の御意見などを参考にしながら、検討して参ります。
乳幼児医療費助成について (P26)	乳幼児医療費助成のあり方については、対象年齢の拡大よりも現物給付を先行させるべき。	今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
身体障害者医療費助成について (P26)	身体障害者医療費の内部障害の助成について、他県では3級を助成対象にしているところがあり、本県でも実現されたい（全額助成・現物給付）。	今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
地域産業の振興について (P28)	具体的な記載はないが、足銀の受け皿問題と産業再生機構による県内ホテル等への支援は重要な課題。地元企業・地場産業の振興にとって県の果たす役割は大きい。	本年3月で産業再生機構による新たな支援先の決定は終了しましたが、今後は、中小企業再生支援協議会や地域企業再生ファンドなどが、相互の緊密な連携の下、県内企業の再生を担っていくものと考えています。 県といたしましても、再生支援協議会の支援の対象とならない比較的規模の小さな中小企業に対し、県や商工団体における相談機能の強化を図りながら、中小企業診断士等の専門家と連携して、実効性の高い経営改善計画の策定を支援して参ります。
道路行政について (P29)	道路改良に当たっては、改良箇所の総点検を行い、緊急度・優先度等に基づき改良計画を県民に明らかにされたい。 また、道路管理者が違うことから、国道・県道・市町村道間の管理状況や整備に大きな差がある。バランスの取れた道路行政を願う。	道路整備については、「とちぎの道づくりの基本方針」及び「業績計画書」「達成度報告書」等を公表し、整備の目標や成果を県民の皆様明らかにしながら進めています。また個々の整備箇所については「事前評価」「再評価」「事後評価」という流れによる「事業評価制度」により、事業の透明性を確保しながら、効率的に進めています。 また、次期計画における具体的な取り組みについても、今回の御意見を参考にしながら、検討して参ります。
県施設の災害時避難場所としての指定について (P32)	県立学校や県の出先機関を災害時の避難場所として使用できるようにしてほしい。市町村は県の施設を避難場所として指定することには消極的。県から市町村に持ちかけてほしい。	避難場所は、配置のバランス、立地条件、安全性等を考慮して市町村が指定します。 県地域防災計画上、県の出先機関や県立学校は、県が行う災害対策活動拠点となっていますので、指定については、市町村の実情を踏まえて協議を進めて参ります。